2　ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が１月につき２日を超える場合に、当該２日を超える期間について、１日につき所定単位数を加算する。

2　自立生活支援加算　500単位

注　居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中１回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算しない。

3　入院時支援特別加算

イ　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合　561単位

ロ　当該月における入院期間の日数の合計が７日以上の場合　1,122単位

注　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の４の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月に１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2　長期入院時支援特別加算

イ　指定共同生活援助事業所の場合　122単位

ロ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合　76単位

注　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の４の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る。）について、１日につき所定単位数を加算する。ただし、３の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

4　帰宅時支援加算

イ　当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合　187単位

ロ　当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が７日以上の場合　374単位

注　利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月に１回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5　長期帰宅時支援加算

イ　指定共同生活援助事業所の場合　40単位

ロ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合　25単位

注　利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間について、１日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して３月に限る。）。ただし、４の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

6　地域生活移行個別支援特別加算　670単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。

7　医療連携体制加算

イ　医療連携体制加算(Ⅰ)　500単位

ロ　医療連携体制加算(Ⅱ)　250単位

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

ホ　医療連携体制加算(Ⅴ)　39単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が２以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８名を限度とし、１日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

4　ニについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。